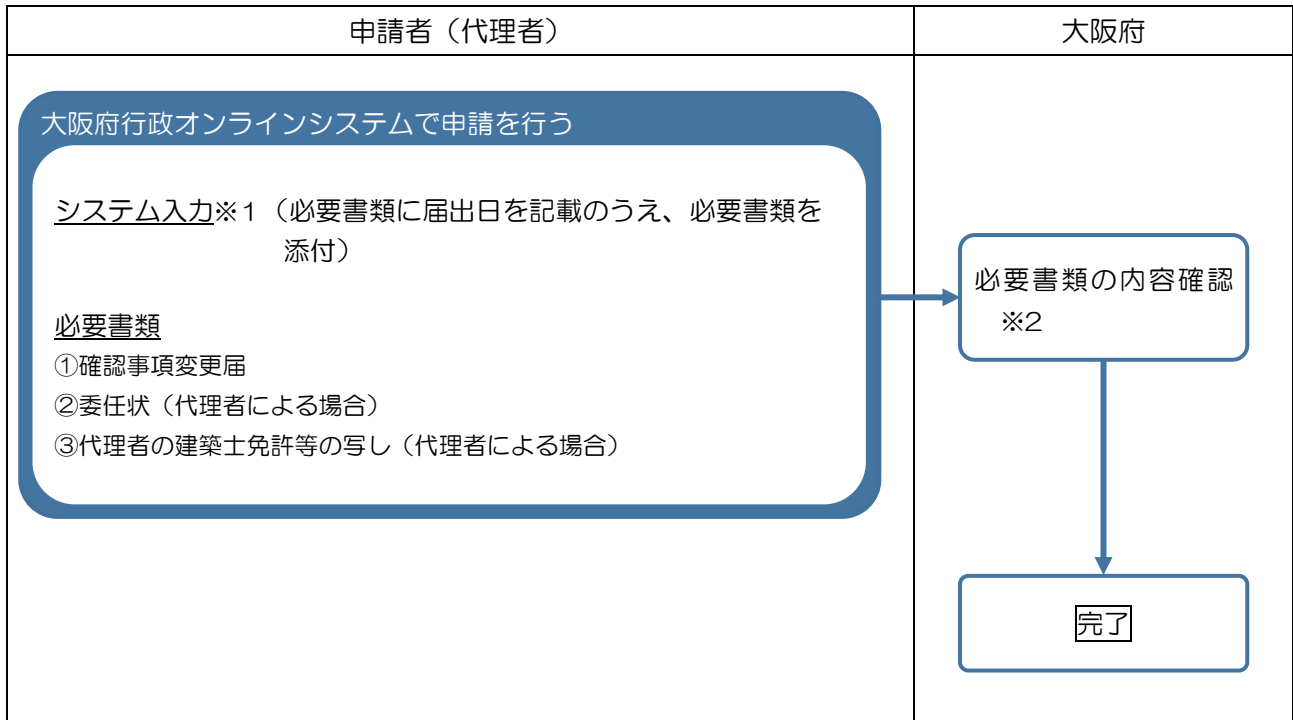


建築主等の変更届にかかる電子申請の流れについて

※下記フローについては、大阪府建築基準法施行細則第八条第1項及び第3項に規定する建築主等の変更届について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。



■ 注意事項 ■

※1）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※2）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）